

「代引き」悪用し偽物を買わせるインターネット通販

【問】SNS（交流サイト）上の広告をきっかけに、大手百貨店をかたった偽通販サイトで商品を注文してしまった。SNS上で「有名百貨店が閉店セールをするので、海外ブランド品が安く購入できる」という広告を見て、広告の通販サイトにアクセスした。その通販サイトでは、海外の高級ブランド品が通常価格より安く販売されており、財布を1万8000円で購入することにした。支払い方法は代引き配達にした。先程、代引き配達で荷物が届き、宅配業者に代金を支払った。荷物を開封し、商品を確認したところ、百貨店の包装紙は無く、ビニール袋に箱が入っており、中に財布が入っていた。箱はつぶれ、財布は汚れており、材質も本物とは違っていたので偽物だと思った。注文した通販サイトを探したが、見つからなかった。インターネットを調べると、百貨店の閉店セールをかたる偽のサイトが存在することを知った。返品するので代金を返して欲しい。（50歳代・女性）

～SNSの広告が偽サイトに誘導 支払う前に依頼人名を確認～

【答】インターネット通販では、消費者は通販サイトの写真や情報をもとに申し込むこととなりますが、公式通販サイトや正規品と思って申し込んだはずが、届いた商品は「偽物」だったという相談が多く寄せられています。

また、「代金引換サービス」（以下、代引き配達）の場合は、宅配業者に代金を支払って荷物を受け取り、開封して初めて商品を確認することになるため、代金を支払う前に商品が「本物」か「偽物」かを確認することができません。

「偽物」が届く通販サイトの特徴を知って、少しでも怪しいと感じたら取引しないようにしましょう。
「偽物」が届く通販サイトの特徴は次の通りです。

- ①販売価格が大幅に値引きされている。
- ②通販サイトに記載されている日本語の字体、文章表現がおかしい。
- ③販売業者の名称（会社名）、住所、電話番号などの情報が通販サイトに表示されていない。または表示されていても虚偽だったり、無関係の情報である。
- ④通販サイトで支払い方法が「代引き配達」しか選択できない。
- ⑤クレジットカード決済で注文したにもかかわらず、「代引き配達」に一方的に変更されている。
- ⑥「代引き配達」の送り状で、「依頼人」が販売業者の名称（会社名、サイト名）とは異なっている。

宅配業者等に代金を支払う前に、送り状に記載されている販売業者の情報を確認し、注文した販売業者とは違う場合、または注文した覚えがない場合は、代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。

家族などが、受取人の代わりに受け取ってしまうケースも見られます。送り状の販売業者の状況を確認し、受取人が注文したかどうか分からない場合は、宅配業者等にいったん荷物を持ち帰ってもらうことをお勧めします。

代引き配達で宅配業者等に代金を支払った後は、宅配業者等からの返金は困難で、販売業者に連絡をし、

返品、返金を求めることとなります。

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

筆者のひとこと

魅力的な広告を見てもすぐに飛びつかず、当該百貨店などの公式ホームページで広告の情報が正しいかを確認したり、偽通販サイトに関する注意喚起がされていないかをチェックしてみてください。

(県消費生活センター)